

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	市民参画	住民投票
所管部署	総務課(旧 市民協働推進室)	総務課(旧 法務課)
検証報告書の内容	<p>① 職員研修の実施や市民参画手続の実施状況の調査・取りまとめなど、庁内の意識啓発の取り組みは、内容を精査しながら今後も継続して行う必要がある。</p> <p>② 地域組織によるまちづくりにおいても、多くの住民が参画して進められているが、行政としては、地域活動の中で出てくる課題に耳を傾けることが重要である。</p> <p>③ 審議会によっては内容が専門的であるなど、一律に男女比率や公募委員比率の基準を当てはめることは難しい面もあるが、一般市民にはハードルが高いということだけで終わってはいけない。市民にとっての重要な問題を見極めながら、それぞれの比率向上に向けた工夫を行う必要がある。</p> <p>④ 計画段階、あるいは素案をつくる段階からの参画については、案件により緊急度が違うという制約もあるが、できる限り早い段階から市民が意見を述べ、主体的に関わるという市民参画の精神を踏まえた対応を行う必要がある。</p>	<p>① 自治基本条例の逐条解説には、常設型の住民投票制度を導入すると明記されており、住民投票条例検討委員会においてもそれに則して議論がなされている。これまでの経緯や住民投票条例検討委員会から出された答申に基づいて、常設型の住民投票条例の制定を目指すという方向で進めていただきたい。</p> <p>② 住民投票条例の制定に向けた取り組みは、そのプロセスとして、市民への説明責任を果たすなど、市としての姿勢を明確にして進めていただきたい。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 庁内の意識啓発については、毎年、市民参画の実施状況調査を行い、結果を市ホームページに掲載しています。また、職員情報交流システムに協働についての啓発コンテンツを掲載していますが、今後参画の内容も取り入れ充実させたいと考えます。あわせて、集合研修の実施も検討いたします。</p> <p>② 地域課題については、校区まちづくり組織の支援のなかで把握に努めているところです。今後、庁内の関係課ごとに把握した課題の情報共有を進めていく考えです。</p> <p>③ 審議会の男女比率や公募委員比率については、検証意見を踏まえ、さらなる比率向上に努めていく考えです。</p> <p>④ 計画段階からの参画については、案件により緊急度や対象の特殊性などを考慮しながら、できる限り実施できるよう周知を図っていく考えです。</p>	<p>①② 住民投票条例については、住民投票条例検討委員会から出された答申及び議会の意見も踏まえ、平成27年12月議会に提案しましたが、その審議の中で、署名数の要件、定住外国人に投票資格を認める点、署名収集に際して押印を不要とする点など、多様な意見が出され、出席者の全員一致で否決されました。こうした経緯を踏まえると、現時点で議会の賛同を得ることは極めて難しいため、条例の制定に向けて改めて慎重に検討する必要があると考えています。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 庁内の意識啓発については、平成29年度の市民参画実施状況調査を行い、市ホームページに結果を掲載しました。また、職員情報交流システム上に「協働」に関するコンテンツを掲載しました。今後も様々な方法で啓発を進める考えです。</p> <p>② 大規模な開発に関わるまちづくりに関して、校区まちづくり組織などを中心に情報共有と意見交換を行いました。今後も、校区まちづくり組織などと連携し、市民参画の推進を図る考えです。</p> <p>③ 各条例や各施策で実質的な議論をするため、当事者や関係者の参画を進めています。男女比率や公募委員比率も大切ですが、必要以上に比率にとらわれず、多様な立場の市民の考えを反映させていく考えです。</p> <p>④ 計画段階からの参画については、前年度より取り組んだ件数が増えています。</p>	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>
令和元年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 庁内の意識啓発については、毎年、市民参画の実施状況調査を行い、結果を市ホームページに掲載しています。また、校区まちづくり組織への参画・協働について意識啓発を進めるため、各校区まちづくり組織の情報を掲載した冊子「まちコレ」を作成しました。</p> <p>② まちづくり協議会の中で議論されている課題を把握し、関係部署と情報共有しながら対応に努めています。</p> <p>③ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>④ 計画段階からの参画については、前年より件数は減っていますが、できる限り実施できるよう努めています。</p>	<p>①② 住民投票条例については、住民投票条例検討委員会から出された答申及び議会の意見も踏まえ、平成27年12月議会に提案しましたが、その審議の中で、署名数の要件、定住外国人に投票資格を認める点、署名収集に際して押印を不要とする点など、多様な意見が出され、出席者の全員一致で否決されました。こうした経緯を踏まえると、現時点で議会の賛同を得るのは難しいところではありますが、条例の制定に向けて改めて検討してまいります。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	市民参画	住民投票
所管部署	総務課(旧 市民協働推進室)	総務課(旧 法務課)
令和2年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 庁内の意識啓発については、毎年、市民参画の実施状況調査を行い、結果を市ホームページに掲載しています。</p> <p>② ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>③ 各条例や各施策で実質的な議論をするため、当事者や関係者の参画を進めています。また、市民参画条例による評価の対象とすべき審議会の整理を行い、男女比率や公募委員比率の向上に努めています。</p> <p>④ 計画段階からの参画については、前年度より取り組んだ件数が増えています。</p>	<p>①② 住民投票条例については、住民投票条例検討委員会から出された答申及び議会の意見も踏まえ、令和2年3月議会に内容を一部修正(住民請求に要する署名数の要件を答申のとおり8分の1とすること、定住外国人への請求資格及び投票資格の付与について認めないこととすること等)のうえ再提案しましたが、賛成少数により否決されました。これまでの経緯を踏まえると、現時点で議会の賛同を得るのは難しいところではありますが、条例の制定に向けて改めて検討してまいります。</p>
令和3年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①②③ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>④ 計画段階からの参画については、前年より件数は減っていますが、案件により緊急度や対象の特殊性などを考慮しながら、できる限り実施できるよう周知に努めています。</p>	<p>①② 住民投票条例については、令和3年9月議会において、平成27年12月議会、令和2年3月議会に続き、3度目の提案を行いました。提案にあたっては、住民投票条例検討委員会から出された答申及び議会の意見も踏まえ、令和2年3月議会に提案した内容を一部修正(住民請求に要する署名数の要件を6分の1とすること等)しましたが、賛成少数により否決されました。</p>
令和4年6月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①②③ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>④ 計画段階からの参画については、案件により緊急度や対象の特殊性などを考慮しながら、できる限り実施できるよう周知に努めています。</p>	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>
前回検証(平成29年3月)で受けた指摘事項に対する考え方や取り組み	<p>① 毎年度、市の施策についての市民参画手続の運用状況等をとりまとめ、市ホームページにて公表している。庁内への意識啓発に係る取り組みについては、令和5年7月より全ての職員が目にするオンラインの庁内掲示板に、市民参画の意識を高められるよう定期的な庁内発信等を行っている。</p> <p>② 地域課題については、コミュニティ・生涯学習課が校区まちづくり組織の支援のなかで把握に努めている。また、令和5年5月に多様な市民の声を幅広く聴くため、市民とつながる課を新設し、市内10か所以上に「市長へのおてがみ・まるちゃんポスト」を設置したほか、市長が率先して「子育て」や「地域」をテーマにしたタウンミーティングを行うなど、市民が市政に参画しやすい取り組みを進めている。</p> <p>③ 明石市市民参画推進会議の答申を踏まえ、ジェンダー平等の推進やインクルーシブ社会の実現に寄与するため、審議会等委員の選任基準について、男女比がいずれも委員総数の4割を下回らないようにすること、10人ごとに1人以上は障害者の委員とすること等の条例改正を行った(令和5年4月1日施行)。</p> <p>④ 適切な時期での市民参画手続の実施については、施策等により異なってくるため、対象となる施策等の性質や市民生活に与える影響、関心度等を鑑み、適切な時期に、複数の適切な手法を併用し、市民参画手続を実施するように啓発していく。</p>	<p>これまで平成27年12月議会、令和2年3月議会、令和3年9月議会の3度に渡り、条例案を市議会に提出してきました。しかし、市議会の中には、定住外国人の投票資格や発議に必要な署名数等について、様々なご意見があり、可決には至っておりません。今後とも、市民や市議会等の意見を踏まえ、制定に向けて検討を進めていきます。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	協働のまちづくり	広報
所管部署	コミュニティ・生涯学習課(旧 市民協働推進室)	広報課
検証報告書の内容	<p>① 28小学校区それぞれの個性を活かしながら、一律に仕組みを適応するのではなく、その地域にあった形でまちづくりが進むように柔軟に支援していくことが大事である。地域への財源移転も一律に行うのではなく、積極的に取り組んでいる校区はより充実させるといったことが基本である。</p> <p>② 校区まちづくり組織においては、福祉や環境などの部会制を敷くことで、各分野に特化した活動が進められている。行政の各担当部署は、校区まちづくり組織が活動しやすいように、行政組織の縦割りの仕組みにとらわれず、柔軟性を持って地域に対応していく必要がある。</p> <p>③ まちづくりは小学校区単位だけで行われるものではないので、小学校区を超えた広域的な課題についても適切に対応していく必要がある。</p> <p>④ テーマ型市民活動団体は自立した運営を行い、様々な資金調達の仕組みに取り組むことが求められる。行政としては、これまでの経緯を検証して、今後の支援のあり方につなげていくことが大切である。</p>	<p>① 情報共有における各取り組みの費用対効果を検証することにより、自治基本条例に基づいてきちんと広報活動が展開されているかが見えてくると思う。また、広報紙において、市としてPRしたい内容を分かりやすく伝えていくことも大事だが、一方で予算、決算、各事業の詳細などについても地道に情報を伝えていくことが必要で、読んでもらうための分かりやすさと情報量のバランスを考えなければいけない。</p> <p>② 障害を持っている方など、情報に自らアクセスしにくい方への情報提供について、きめ細かい配慮が大切である。</p> <p>③ 広報活動について、市民参画の観点から市民との意見交換の手法を検討するなど、市の広報媒体に対する市民の意識を把握しておくことが重要である。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 各校区には、それぞれの特性に応じた「まちづくり計画書」を策定いただき、校区の取り組みに応じ、市は柔軟に支援を行っているところです。一括交付金については、今後、オプション(特記事項)を付加し、校区の取り組み内容に応じ金額を加算できるよう、庁内の補助金を整理していく考えです。</p> <p>② 校区まちづくり組織とは、行政の各部門ごとに対応するのではなく、必要に応じコミュニティ推進課などができる限り庁内の調整やとりまとめを行い、柔軟で現実的な対応を行っていく考えです。</p> <p>③ 小学校区を超えた広域的な課題については、校区代表者で構成される「市連合まちづくり協議会」において、関連するテーマごとに議論いただいているところです。また、特定地域の課題については、関連校区で議論いただいています。市としてはこのような組織とも協働し、まちづくりに取り組む考えです。</p> <p>④ 平成29年度から指定管理者による複合型交流拠点「ウィズあかし」の運営が開始され、テーマ型市民活動団体の普及啓発や個人・団体のスキルアップ支援、また、地域組織をはじめとした様々な団体間のコーディネートといった支援が行われています。引き続き、当施設の機能充実に努めます。</p>	<p>① 予算や各事業の詳細については、特集を組むなどし、具体的に分かりやすく表現するよう編集しているところですが、掲載する紙面が不足するケースもあり、改善すべき点もあると認識しています。今後も市民にとって必要な情報は何かを見極めながら、分かりやすさと情報量のバランスをとった紙面編集に努めていく考えです。</p> <p>② 広報紙においては、平成28年度のリニューアルで、文字の拡大やファックス番号の併記、分かりやすい表現を使うなど、障害者や高齢者に配慮した紙面作りを心掛けています。また、ケーブルテレビでは、平成29年4月からすべての番組において文字(テロップ)を入れ聴覚障害者にも配慮した番組構成としています。</p> <p>③ 市民との意見交換の手法としては、2年に1度、市民への広報アンケートを実施し、広報に対する基礎的なニーズや意識を調査収集しており、今後も継続して実施していく考えです。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 各校区では、地域の特性に応じた「まちづくり計画書」を策定いただいております。市の支援も校区に応じた対応を行っています。財源についても、校区の事情に応じた交付金や補助金を交付しています。今年度からは一定の取り組みを行っている校区には、これまで分けて交付していた補助金をすべて一括交付金に組み込み、地域の裁量を高めています。</p> <p>② 個別事案については、市の担当部署がそれぞれ対応していますが、縦割りの弊害がないよう、コミュニティ推進課が担当部署と情報を共有し、必要に応じ調整を行っています。特に福祉部局や市社会福祉協議会とは定例の会議を行い、情報の共有に努めています。</p> <p>③ 全市的な地域課題については、「市連合まちづくり協議会」において協議し、共通課題の解決や連携した対応を行っており、市は事務局として関わっています。また、大久保、魚住、二見には、校区組織の連携組織があり、校区を超えた課題について、必要に応じ、市も柔軟に対応しています。</p> <p>④ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>	<p>① 予算や各事業の詳細については、具体的に分かりやすく表現するよう編集しているところですが、掲載する紙面が不足するケースもあり、改善すべき点もあると認識しています。引き続き市民にとって必要な情報は何かを見極めながら、分かりやすさと情報量のバランスをとった紙面編集に努めていく考えです。</p> <p>② 広報紙では、文字の拡大やファックス番号の併記、分かりやすい表現の使用など、障害者や高齢者に配慮した紙面作りを継続して行っています。また、視覚障害者向けの点字広報の発行に加え、平成30年4月からは音訳版広報の発行を始めています。ケーブルテレビでは、平成29年4月からすべての番組において文字(テロップ)を入れ聴覚障害者にも配慮した番組構成としています。</p> <p>③ 市民との意見交換の手法としては、2年に1度、市民への広報アンケートを実施しており、直近では平成30年6月に実施しました。広報に対する基礎的なニーズや意識を調査収集するため、今後も継続して実施していく考えです。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	協働のまちづくり	広報
所管部署	コミュニティ・生涯学習課(旧 市民協働推進室)	広報課
令和元年10月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 各校区では、地域の特性に応じた「まちづくり計画書」を策定いただいております。市の支援も校区の課題やまちづくりの進捗状況に応じて行っています。財源についても、校区の事情に応じた交付金や補助金を交付していますが、一定の取り組みを行っている校区には、これまで分けて交付していた補助金を地域交付金に組み込み、地域の裁量を高めています。</p> <p>② 個別事案については、市の担当部署がそれぞれ対応していますが、縦割りの弊害がないよう、コミュニティ・生涯学習課が担当部署と情報を共有し、必要に応じ調整を行っています。特に福祉部局や市社会福祉協議会とは定例の会議を行っているところですが、新たにコミュニティ・スクールを担当する学校教育課も交えて、状況把握及び情報の共有に努めています。</p> <p>③ 全市的な地域課題については「市連合まちづくり協議会」において協議するとともに、専門部会として「自治会部会」と「広報部会」を設置するなど、共通課題の解決や連携した対応を行っており、市はいつでも事務局として関わっています。その「自治会部会」での継続した議論により、今年度から一定の要件を満たしたマンション管理組合を自治会と同等に取り扱うこととなり、地域コミュニティの醸成及び自治会加入促進につながりました。</p> <p>④ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>	<p>① 予算や各事業の詳細については、適切な時期を見計らいながら、具体的にわかりやすく表現するよう編集しています。また、平成30年度に実施した市民への広報アンケートでは、広報紙が「読みやすい」と回答した人が全体の38.2%で、前回(平成28年度:37.5%)よりわずかながら上昇しました。引き続き、わかりやすさと情報量のバランスをとった紙面編集に努めていきます。</p> <p>② 広報紙では、ファックス番号の併記やわかりやすい表現の使用などに加えて、高齢者が対象の記事は通常よりも文字を大きくするなど、障害者や高齢者に配慮した紙面作りを継続して行っています。また、ケーブルテレビの文字放送も引き続き行っています。</p> <p>③ 市民との意見交換の手法として、市民への広報アンケートを実施しており、平成30年度のアンケート結果をホームページで公開しました。市民の広報に対する基礎的な意識を把握するとともに、時代にあった広報ニーズを調査収集するため、アンケートの内容や実施方法も適宜見直しを行いながら、今後も継続して実施していく考えです。</p>
令和2年10月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>	<p>① 予算や各事業の詳細については、特集で取り上げるほか紙面の目立つ位置にレイアウトするなど、具体的にわかりやすく表現するよう編集しています。引き続き市民にとって必要な情報は何かを見極めながら、わかりやすさと情報量のバランスをとった紙面編集に努めていきます。</p> <p>② 広報紙では、ファックス番号の併記やわかりやすい表現の使用などに加えて、高齢者が対象の記事は通常よりも文字を大きくするなど、障害者や高齢者に配慮した紙面作りを継続して行っています。加えて、令和2年度は聴覚障害者への情報提供の一環として、「あかし手話チャンネル」を市ホームページ上に開設しました。また、ケーブルテレビの文字放送も引き続き行っています。</p> <p>③ 市民との意見交換の手法として広報アンケートを実施しており、市民の広報に対する基礎的な意識を把握するとともに、時代にあった広報ニーズを調査収集するため、アンケートの内容や実施方法について適宜見直しを行いながら、今後も継続して実施していく考えです(次回は2023年実施予定)。</p>
令和3年10月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>
令和4年6月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 各校区では、地域の特性に応じた「まちづくり計画書」を策定いただいております。市の支援も校区に応じた対応を行っています。また、財源についても、校区の事情に応じて支援を行っていますが、現時点で17校区に一括交付金を交付しています。さらに、コミセンの管理運営を校区まちづくり組織で行うなどの、一定の取り組みを行っている校区には、これまで分けて交付していた補助金をすべて一括交付金に組み込み、地域の裁量を高めています。(コミセン管理運営を校区まちづくり組織が行っている校区数:7校区)</p> <p>② ※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>③ ※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>④ 昨年度までの取り組みに加えて、令和3年度から全中学校コミセンにエリアマネージャーを配置し、中学校コミセンが「学びのハブ」となり、様々な市民や団体が学びを通してつながるコーディネートを行っています。</p>	<p>① 予算や各事業の詳細については、具体的にわかりやすく表現するよう編集しているところです。特にカタカナ語を含んだ事業や計画について、より読者が理解しやすい説明を心がけ、引き続きわかりやすさと情報量のバランスをとった紙面編集に努めていきます。</p> <p>② 引き続きこれまで同様、障害者や高齢者に配慮した紙面作りや情報発信を行っています。</p> <p>③ 市民との意見交換の手法として、市民への広報アンケートを実施しており、広報に対する市民の基礎的な意識や、時代に合った広報ニーズの把握に努めています。(次回は2023年度実施予定)あわせて、広報紙でのプレゼント企画応募の際に、広報紙へのご意見を添えていただき、細かな市民意識の把握も行っています。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	協働のまちづくり	広報
所管部署	コミュニティ・生涯学習課(旧 市民協働推進室)	広報課
<p>前回検証(平成29年3月)で受けた指摘事項に対する考え方や取り組み</p>	<p>① 各校区では、地域の特性に応じた「まちづくり計画書」を策定しており、市の支援も校区に応じた対応を行っている。また、財源についても、校区の事情に応じて支援を行っているが、現時点で17校区に地域交付金を交付している。さらに、コミセンの管理運営を協働のまちづくり推進組織で行うなど、一定の取り組みを行っている校区には、これまで分けて交付していた補助金をすべて地域交付金に組み込み、地域の裁量を高めている。(コミセン管理運営を行っている校区数:8校区)</p> <p>② 個別事案については、市の担当部署がそれぞれ対応しているが、縦割りの弊害がないよう、コミュニティ・生涯学習課が担当部署と情報を共有し、必要に応じ調整を行っている。また、各分野の支援に必要な情報の把握・共有を図るため、福祉部局や市社会福祉協議会、学校教育課と定例の会議を行っている。</p> <p>③ 全市的な地域課題については、「市連合まちづくり協議会」において協議し、共通課題の解決や連携した対応を行っており、市は事務局として関わっている。また、小学校区を超えた広域的な課題に対応する組織と市との連携については次の事例がある。 <高丘中学校連携会議> 高丘東と高丘西の防災について考える <西明石活性化協議会> 鳥羽、和坂、沢池など西明石エリアのまちづくりを考える</p> <p>④ 平成29年度から指定管理者による複合型交流拠点「ウイズあかし」の運営が開始され、テーマ型市民活動団体の普及啓発や個人・団体のスキルアップ支援、地域組織をはじめとした様々な団体間のコーディネートといった支援が行われている。引き続き、当施設の機能充実に努める。 また、明石市市民活動サポート事業を通じて、テーマ型市民活動団体の活動の発展及び自立を支援してきたが、助成期間終了後の活動の継続性や、資金面の確保といった課題を解決するため、令和5年度より「あかし市民活動応援助成金」として制度を大幅にリニューアルした。 本助成金では、①助成回数の上限撤廃 ②助成額上限の引き上げ ③人件費への支出を可とする(一部のコースのみ) ④組織基盤の強化を図るコースの新設 などをを行い、様々な市民活動の拡大や継続性の向上を図った結果、申請団体が昨年度の4⇒52に大きく増加した。</p>	<p>①概ね4月1日号で新年度予算、9月15日号で前年度の決算を掲載している。各事業の詳細についても、新規事業など市民にお知らせする必要がある場合は、特集や記事面で紹介している。紙面には限りがあるため、スペースの調整が必要になるが、QRコードを配置し、ホームページで詳細を確認できたり、必要に応じてチラシやポスターを作り、公共施設での配布なども行っている。</p> <p>②(広報あかし) コロナ禍では、ワクチン情報など必ず伝えたい情報の文字を大きくする、難しい漢字にはルビを入れる、ファックス番号やメールアドレスを併記など工夫をした。 (ホームページ) 聴覚障害者向けに「あかし手話チャンネル」をR2年に開設。コロナの最新情報、市からのお知らせを手話動画にして配信している。</p> <p>③市民の市政情報の入手方法や広報媒体の利用頻度や意見を聞く、「広報アンケート」を5年に1度実施。直近では2023年に3000人を対象に行った。結果については、市ホームページで概要を公開予定。いただいた声は、今後の広報活動の参考としている。 また、概ね年1回行っている広報紙のプレゼント企画でも読者から紙面への意見を聴取している。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	情報公開	個人情報の保護
所管部署	市民相談室	市民相談室
検証報告書の内容	<p>① 共有された情報を市民がうまく使いこなせなければ、結局、市の業務やコストが増えるだけに終わってしまうので、できるだけ情報をオープンにすることと市民が活用しやすい情報の出し方のバランスを取ることが大事である。</p> <p>② 全ての情報を公開できるわけではないという事情もあるが、自治基本条例の原則である市民と情報の共有を進めるため、大きな方向性として、現在の請求に基づいた公開に併せて積極的な情報提供に努めていく必要がある。</p>	<p>① 過剰な規制を行うのではなく、地域の防災活動やコミュニティ活動において活用できるように、活用と保護の両面から、情報の取扱いを考えることが大切である。</p> <p>② 個人情報を保護しないと安心して情報公開ができないので、個人情報保護制度と情報公開制度は一体的に考えていかないといけない。</p> <p>③ 全体として個人情報保護制度に基づいてきちんと取り組んでいるが、自治体独自の視点を持って、市民に不利益がないように配慮していくことが重要である。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 建築計画概要書や公表設計書を公表するなど情報の公開に努めていますが、情報の共有をさらに進めるため、市民が活用しやすい情報の提供方法を工夫していく考えです。</p> <p>② 広報紙等を利用した従来の情報の提供のほかに、市民が活用しやすい情報提供を進める観点から、新たにLINE(アプリ)による配信を開始しました。また、11月からは「あかし子育て応援ナビ」を見やすいように一新するほか、スマートフォン向けの「あかし子育て応援アプリ」により情報をSNSで共有できるようにするなど、提供方法及び内容の改善を図りながら、様々な手法を利用した積極的な情報提供に努めていく考えです。</p>	<p>① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」を制定し、避難行動要支援者名簿の提供及び管理をする際に必要な事項を定め、地域の防災活動における個人情報の取扱いのルールを整備するなど、個人情報の保護を図りながら、その有効な活用ができるように取組を進めていく考えです。</p> <p>② 個人情報保護制度と情報公開制度とは深く関わっており、情報公開を積極的に進める一方、個人情報の取扱いに配慮し、引き続き十分な保護措置を講じていく考えです。</p> <p>③ 市内部における個人情報の利用や、公的機関その他外部への提供については、個人の権利利益を保護するという個人情報保護制度の趣旨に則り、個人情報の取扱いに特に配慮していく考えです。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 平成30年度より市議会会議録や教育委員会会議録をホームページ上で公表しています。引き続き、情報公開と提供方法の工夫に努めます。</p> <p>② 平成30年度は広報あかしと市議会だよりについてスマートフォン用の無料アプリを利用した配信を始めました。今後も、公開できる情報については、様々な手段により積極的な提供に努めていく考えです。</p>	<p>① 個人情報の保護を図りながら防災活動に活用できるよう、「地域における要配慮者対策ガイドライン」を作成し、全小学校区のまちづくり協議会へ配布しました。</p> <p>② 情報公開については、前項のとおり積極的に進める中、個人情報保護については、条例に基づき適正な運用に努めてまいります。</p> <p>③ 個人情報の市役所内部での利用や外部機関への提供については、個人情報保護制度の趣旨に則り、必要に応じ適切に対応しているところです。</p>
令和元年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 情報の共有を進めるため、スマートフォンやタブレット用の無料アプリ「マチイロ」で、広報あかしと市議会だよりを配信しています。引き続き、市民が活用しやすい情報の提供方法を工夫していく考えです。</p> <p>② 広報紙等を利用した従来の情報の提供のほかに、市民が活用しやすい情報提供を進める観点から、スマートフォン用のアプリを利用した配信その他様々な手法を利用した積極的な情報提供に努めていく考えです。</p>	<p>① 地域の防災活動やコミュニティ活動において、個人情報の保護を図りながら、その有効な活用ができるような取組を進めていく考えです。</p> <p>② 個人情報保護制度と情報公開制度とは深く関わっており、情報公開を積極的に進める一方、個人情報の取扱いに配慮し、引き続き十分な保護措置を講じていく考えです。</p> <p>③ 市内部における個人情報の利用や、公的機関その他外部への提供については、個人の権利利益を保護するという個人情報保護制度の趣旨に則り、その取扱いに特に配慮していく考えです。また、代理人や第三者が住民票や戸籍謄本等を取得した場合、事前に登録した本人に交付事実を通知することにより、不正取得の抑止を図り、個人情報の適正な取扱いの確保を図っています。</p>
令和2年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	情報公開	個人情報の保護
所管部署	市民相談室	市民相談室
令和3年10月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。
令和4年6月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。
前回検証(平成29年3月)で受けた指摘事項に対する考え方や取り組み	<p>①市政に関する情報の公開を有効かつ適切に進めていくためには、個人情報の保護に留意したうえで、公文書の公開制度の円滑な運用とともに、市政に関する情報が迅速かつ容易に得られるよう、市民からの公開請求を待つことなく積極的に市政に関する情報を公表する施策の整備拡充を進めていく。また、情報を公表する際には、ホームページや広報紙等を活用して情報をわかりやすく伝えるよう努めるものとする。</p> <p>②市政に関する情報の公開を有効かつ適切に進めていくためには、個人情報の保護に留意したうえで、公文書の公開制度の円滑な運用とともに、市政に関する情報が迅速かつ容易に得られるよう、市民からの公開請求を待つことなく積極的に市政に関する情報を提供する施策の整備拡充を進めていく。</p>	<p>①市は法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、あらかじめ特定した利用目的のために個人情報を保有することができ、その利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないこととなっているため、利用目的を明確にしたうえで、目的の範囲内で個人情報の利用・提供を行うものとする。</p> <p>②個人情報の保護に最大限留意したうえで、一体的に情報公開を進めることにより、市政への市民の参画を推進する。</p> <p>③令和5年4月1日より、地方公共団体の個人情報保護制度は、国の法体系一本化の方針により、個人情報の保護に関する法律が直接適用されることになり、法と重複する内容の規定を条例で定めることができなくなった。一方で、個人情報開示請求に係る手続き等独自規定を定めることが許される範囲で、現行制度の①開示請求に係る費用、②開示決定の期限、③公務員の氏名の開示を維持し、市民に不利益がないように明石市個人情報保護法施行条例を制定した。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	総合計画等	財政
所管部署	企画・調整課(旧 政策室)	財務室(旧 財政課)
検証報告書の内容	<p>① 進行管理のPDCAサイクルにおける市民への情報提供に関しては、広報媒体として一番古典的な広報紙が一番効果がある。市民は広報紙を大事にしており、その活用を図ってほしい。一方で、IT、ICT(情報通信技術)をうまく活用して効率的な広報を行うことも継続して取り組んでほしい。</p> <p>② ビジョンである総合計画と個別計画の整合性及びPDCAサイクルの検証結果を、市民と共有していくことが重要である。</p>	<p>① 予算事業説明シートなど、議会に出された資料を公表することについて、技術的にも難しいことではないのであれば公表していく方向で検討いただきたい。自治基本条例の情報の共有の原則に基づいて、基本的には市が持っている情報を市民と共有していくことが必要であり、そうすることで市民が関心を持つことができる。</p> <p>② 予算編成全体のプロセスを公表していくことについては、難しい部分もあるが、他の自治体の状況も見ながら今後の情報の共有の方法を検討していただきたい。</p> <p>③ 年度ごとの財政状況だけではなく、経年変化についても、市民が分かりやすい資料をホームページに掲載するなどの努力をしていく必要がある。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 進行管理の市民への情報提供については、長期総合計画推進会議の全配布資料と議事要旨を市ホームページに掲載しています。広報紙では紙面に限りがあるため、市の重点的な取り組みとその進行状況について、要点を絞って適宜掲載しています。IT、ICT(情報通信技術)を活用した広報については、twitterやfacebookをはじめ、子育て情報を提供するスマートフォン向けアプリ等新たな媒体の活用にも取り組んでおり、今後も継続して進めて行く考えです。</p> <p>② 総合計画では目指すまちのビジョンを示し、それを踏まえて、各分野の個別計画が策定されています。PDCAサイクルに基づき、具体的な施策や事務事業を進めており、毎年度、長期総合計画推進会議において検証した結果を市ホームページで公表しています。</p>	<p>① 予算事業説明シートや予算編成状況説明会資料など、議会に提出した資料については、市ホームページや広報紙などを通じて概ね公表しています。平成29年度からは予算事業説明シートの市ホームページへの掲載時期について、予算議案公表時期にあわせて、前倒したところです。</p> <p>② 予算編成全体のプロセスの公表については、実務にかかる労力の問題などの課題が多く、他の自治体の状況を見ながら、実務に支障が出ない範囲で公表出来る内容について、今後検討していく考えです。</p> <p>③ 年度ごとの財政状況だけではなく、経年変化についても分かる資料として、市ホームページに市の財政(かんたんな決算の説明書)を掲載しています。表やグラフを活用し、わかりやすく平易な言葉を用いるなど、少しでも身近に感じてもらえる資料となるよう引き続き検討していきます。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>	<p>① 予算事業説明シートや予算編成状況説明会資料など、議会に提出した資料については、市ホームページや広報紙などを通じて概ね公表しています。また、平成31年度分から、予算書についても市ホームページに掲載する予定です。</p> <p>② 予算編成全体のプロセスの公表については、市内部で調整中の内容であるため変動性が高く、公表により誤解を招くおそれがあり、また公表作業に伴う多大な労力が必要と考えられるため、中間時点で全体の状況を公表することは難しい状況です。</p> <p>③ 財政状況の経年変化については、市ホームページに掲載していますが、さらにわかりやすい資料となるよう工夫してまいります。</p>
令和元年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 進行管理の市民への情報提供については、長期総合計画推進会議の全配布資料と議事要旨を市ホームページに掲載しています。広報紙では紙面に限りがあるため、市の重点的な取り組みとその進行状況について、要点を絞って適宜掲載しています。令和元年6月から7月に実施したまちづくり市民意識調査については、調査結果の概要を広報紙に掲載し、市ホームページに調査結果報告書を掲載する予定です。IT、ICT(情報通信技術)を活用した広報については、twitterやfacebookをはじめ、子育て情報を提供するスマートフォン向けアプリ等新たな媒体の活用にも取り組んでおり、今後も継続して進めて行く考えです。</p> <p>② ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>	<p>① 予算事業説明シートや予算編成状況説明会資料など、議会に提出した資料については、市ホームページや広報紙などを通じて概ね公表しています。あわせて、事務事業点検シートを市のホームページで公表し、市の事務事業全般について目的や事業内容を整理し、事務事業の削減等、より効率的・効果的な予算編成を行っています。また、平成31年度分から、予算書についても市ホームページに掲載する予定です。</p> <p>②③ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	総合計画等	財政
所管部署	企画・調整課(旧 政策室)	財務室(旧 財政課)
令和2年10月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 進行管理の市民への情報提供については、あかしSDGs推進審議会の全配布資料と議事要旨を市ホームページに掲載しています。広報紙では紙面に限りがあるため、市の重点的な取り組みとその進行状況について、要点を絞って適宜掲載しています。令和元年に実施したまちづくり市民意識調査については、調査結果の概要を広報紙に掲載し、市ホームページに調査結果報告書を掲載しました。IT、ICT(情報通信技術)を活用した広報については、twitterやfacebookをはじめ、子育て情報を提供するスマートフォン向けアプリ等新たな媒体の活用にも取り組んでおり、今後も継続して進めて行く考えです。</p> <p>② 総合計画では目指すまちのビジョンを示し、それを踏まえて、各分野の個別計画が策定されています。PDCAサイクルに基づき、具体的な施策や事務事業を進めており、あかしSDGs推進審議会において現行計画の推進状況の検証を行いました。併せて、同審議会をはじめ、タウンミーティングや子育てモニター・高齢者大学での市長懇談会の開催、市民意見箱の設置などにより、まちづくりの取組状況について情報提供を行いながら市民参画を図り、次期計画の策定を進めています。これらの取組結果については、市のホームページで公表しています。</p>	<p>① 予算事業説明シートや予算編成状況説明会資料など、議会に提出した資料については、市ホームページなどを通じて公表しています。あわせて、事務事業点検シートを市のホームページで公表し、市の事務事業全般について目的や事業内容を整理し、事務事業の削減等、より効率的・効果的な予算編成を行っています。また、予算書についても市ホームページに掲載しています。</p> <p>②③ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>
令和3年10月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② 総合計画では目指すまちのビジョンを示し、それを踏まえて、各分野の個別計画が策定されています。PDCAサイクルに基づき、具体的な施策や事務事業を進めており、あかしSDGs推進審議会において現行計画の推進状況の検証を行います。併せて、同審議会をはじめ、タウンミーティングや子育てモニター・高齢者大学での市長懇談会の開催、市民意見箱の設置、あかし未来図会議などにより、まちづくりの取組状況について情報提供を行いながら市民参画を図り、次期計画の策定を進めています。これらの取組結果については、市のホームページで公表しています。</p>	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>
令和4年6月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 進行管理の市民への情報提供については、今年度もあかしSDGs推進審議会の全配布資料と議事要旨を市ホームページに掲載する予定です。広報紙では紙面に限りがあるため、市の重点的な取り組みとその進行状況について、要点を絞って適宜掲載しています。 昨年度3月に策定したあかしSDGs推進計画(明石市第6次長期総合計画)については、4月にQRコード付のポスターを作成し、市内公共施設や学校園、コミュニティ・センター、厚生館に配布する等、紙媒体とIT、ICT(情報通信技術)を融合した広報を行いました。</p> <p>② 推進計画では2030年のあるべき姿を示し、それを踏まえて、各分野の個別計画が策定されています。PDCAサイクルに基づき、具体的な施策や事務事業を進めており、今年度もあかしSDGs推進審議会において現行計画の推進状況の検証を行い、その結果を市のホームページで公表する予定です。</p>	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	総合計画等	財政
所管部署	企画・調整課(旧 政策室)	財務室(旧 財政課)
<p>前回検証(平成29年3月)で受けた指摘事項に対する考え方や取り組み</p>	<p>① 進行管理の市民への情報提供については、総合計画の策定や推進状況を審議する、あかしSDGs推進審議会の全配布資料と議事録要旨を市ホームページに掲載している。広報紙では紙面に限りがあるため、市の重点的な取組とその進行状況について、要点を絞って適宜掲載している。令和元年6月から7月に実施したまちづくり市民意識調査については、調査結果の概要を広報紙に掲載するとともに、市ホームページに調査結果報告書を掲載している。IT、ICT(情報通信技術)を活用した広報については、TwitterやFacebook等のSNSをはじめ、今後も継続して進めていく。</p> <p>②[計画の推進] 総合計画では目指すまちのビジョンを示し、それを踏まえて、各分野の個別計画が策定されている。PDCAサイクルに基づき、具体的な施策や事務事業を進め、審議会において現行計画の推進状況の検証を行った。これらの取組結果については、市のホームページで公表している。 なお、第6次長期総合計画でも同様に行う予定である。</p> <p>[計画の策定(第6次長期総合計画)] 審議会に加え、タウンミーティングや子育てモニター・高齢者大学での市長懇談会の開催、市民意見箱の設置、あかし未来図会議などにより、まちづくりの取組状況について情報提供を行いながら市民参画を図り、計画を策定した。</p>	<p>①議会に提出している予算書・決算書をはじめ、予算・決算関係資料については、すべて市ホームページや広報紙などを通じて公表している。さらに、簡単な決算説明資料や、財政状況資料集など市が持っている情報については、市民に情報を提供している。</p> <p>②現在、新年度予算に向けた重要課題について早期に庁内の方向性を定める「方針協議」を行っているが、方針協議の時点では、次年度の国や県の制度が固まっておらず、市の内部においても調整中の案件も数多くあり、その後、方針変更もあることから、方針協議の結果公表については課題もある。今後、市民と情報共有を図る観点から、方針協議の結果に限らず、予算編成状況の市民等への公表のあり方について、他市事例も参考にしながら検討していきたい。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	政策法務	評価
所管部署	総務課(旧 法務課)	財務室(旧 財政健全化室)
検証報告書の内容	<p>① 市は法の専門家である任期付弁護士職員の採用により、地方分権改革に伴う法令の自主解釈や自主立法の拡大に対応しているが、コストとパフォーマンスのバランス等を考慮しながら、他の方法の検討も含め、最も効果的な方法を検討していかなければいけない。</p> <p>② 今後、市民のための法律相談の充実など、さらなる弁護士職員の活用方法を検討していくことも大切である。</p>	<p>① 内部評価である事務事業単位の評価は、市民の立場からは分かりにくいので、そのままの形で市民参画を進めるには課題がある。また、数値に表せないものをどうするかという問題もある。</p> <p>② 自治基本条例には、PDCAのサイクルで市政を運営していくために、施策・事業等について評価制度を構築し、必要な事項は別に条例で定めることが規定されている。一方、一つの形に当てはめることで柔軟性が無くなり、形骸化や行政の評価疲れにつながる恐れもあるなど、評価に関する条例に実効性を持たせることが難しいという側面もある。そのため、評価制度のあり方について改めて議論した上でPDCAサイクルを機能させることが必要である。</p> <p>③ 明石市が目指している方向や政策の方向性と事業や施設のあり方がどのように結びついて役割を果たしているのかは重要なポイントであるので、評価制度においてはこの点を大事にしなければいけない。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①② 任期付弁護士職員については、条例や施策の立案などの政策法務に加えて、庁内法律相談や市民法律相談、また、職員の法務能力やコンプライアンス向上のための研修などを担っており、今後必要性を十分に見極めた上で、活用を図っていく考えです。</p>	<p>①②③ 評価については、事務事業単位の評価に加えて、長期総合計画、各種個別計画の策定及び進捗管理の過程を通じた評価や、意見交換会等を通じた市民からの評価など、様々な機会を捉え、対象や手法も変えながら実施しているところです。これらの評価においては、成果指標の数値化等により定量的な評価に努める一方、指標に表せない成果の説明等、定性的な評価とあわせて、市民に分かりやすいものとなるよう取り組んでいます。また、これら評価の機会に示された考え方や意見をできる限り計画や事業等に取り入れ、実効性のある評価となるよう努めているところです。引き続き、評価制度のあり方について、他自治体の動向も踏まえながら、条例化も含め、PDCAサイクルが健全に機能するよう検討していく考えです。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①② 任期付弁護士職員については、教育や福祉部門などにも配置し、活用の拡大を図っています。特に条例策定会議などでの意見の整理・取りまとめや専門的見地から法的な裏付けを持った条文の組立てなどにおいて成果が上がっています。平成30年度は6名配置し、引き続き、庁内や市民の法律相談、職員研修などにも活用しています。</p>	<p>① 事務事業単位での評価では、成果指標の数値化等により定量的な評価に努める一方、指標に表せない成果の説明等、定性的な評価と併せて市民に分かりやすいものとなるよう工夫しています。</p> <p>② 評価は事務事業単位での評価のほか、長期総合計画、各種個別計画の策定及び進捗管理の過程を通じた評価や、意見交換会を通じた市民からの評価など様々な機会を捉え、対象や手法を変えながら実施しています。現時点において、実効性のある条例の制定は難しいと考えておりますが、PDCAサイクルが健全に機能するよう、引き続き検討を重ねていく考えです。</p> <p>③ 上記の様々な評価において示された考え方や意見をできる限り計画や事業等に取り入れ、実効性のある評価となるよう努めています。</p>
令和元年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①② 任期付弁護士職員については、深刻な社会問題となっている児童虐待やひきこもりなどに適切に対応するため、令和元年度は10名体制で、それぞれの課題に対して専門的な見地から法的な助言や支援等を行っています。また、引き続き、庁内及び市民に対する法律相談、職員の法務能力向上やコンプライアンス遵守に関する研修等も積極的に行ってまいります。</p>	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>
令和2年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①② 弁護士職員については、深刻な社会問題となっている児童虐待やひきこもりなどに適切に対応するため、令和2年度は12名体制で、様々な課題に対して専門的な見地から法的な助言や具体的な支援等を行っています。また、引き続き、庁内及び市民に対する法律相談、職員の法務能力向上やコンプライアンス遵守に関する研修等も積極的に行ってまいります。</p>	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	政策法務	評価
所管部署	総務課(旧 法務課)	財務室(旧 財政健全化室)
令和3年10月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。
令和4年6月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①弁護士職員による庁内法律相談を随時行うとともに、職員の法務研修や、コンプライアンスに関する研修をオンラインで実施する等、コロナ禍においても切れ目なく法務能力向上に資する取組を行っています。</p> <p>②令和3年度以降も、自主立法権を活用して、明石市旧優生保護法被害者等の尊厳回復及び支援に関する条例(令和3年12月条例第26号)、明石市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例(令和4年3月条例第3号)などの独自条例を、弁護士職員と連携して制定しました。</p>	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。
前回検証(平成29年3月)で受けた指摘事項に対する考え方や取り組み	<p>①②本市では、弁護士職員の連携のもと、自主立法権を活用して様々な独自条例を制定しています。さらには、弁護士職員を教育や福祉部門等に配置し、それぞれが抱える課題に対し専門的な見地から法的な助言や支援等を行うとともに、コロナ禍に職員の法務研修やコンプライアンスに関する研修をオンライン方式で実施するなど、切れ目なく法務能力向上に資する取組を行っています。今後も引き続き、条例や施策の立案に加え、庁内及び市民に対する法律相談、職員の法務能力向上やコンプライアンス遵守に関する研修等を積極的に行ってまいります。</p>	<p>① 事務事業単位での評価では、成果指標の数値化等により定量的な評価に努める一方、指標に表せない成果の説明等、定性的な評価と併せて市民に分かりやすいものとなるよう工夫している。</p> <p>②③本年4月13日付で、総務省行政評価局が「政策評価制度の見直しについて」の方針を示している。その中では、評価が意思決定過程から遊離した「作業」になっていないかという問題意識のもと、画一的・統一的な制度運用を改め、意思決定に使える評価に変えるという基本的な考え方が示されている。本市においては事務事業の総点検や方針協議が、施策の方向性や予算の決定に有用なものとなるよう努めてきたが、こうした評価制度を経て実施された本市の施策が、近年実際に成果を上げており、総務省の見直し方針に沿った成果を伴うPDCAサイクルが一定機能していると考えている。一方で自治基本条例第29条第3項において、「評価に関し必要な事項については、別に条例で定める。」とされているが、条例化により柔軟性がなくなる懸念は前回の検証委員会でも一部委員から指摘があり、このような社会情勢からしても、条例化が本当に必要か改めて検討が必要な時期であると考えている。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	行政改革	組織
所管部署	財務室(旧 財政健全化室)	総務課
検証報告書の内容	<p>① 公共施設の配置適正化の取り組みは、単に削減目標の達成を目指すものではなく、まちづくりの一環であり、社会環境の変化を見ながら、市の財政状況も踏まえ、施設のあり方を議論して進めていくべきものである。</p> <p>② 行政は無駄な支出をなくす取り組みを行っているが、その努力にも限界があるので、民間企業への業務委託に加えて、市民の力を活用していくことも必要である。</p> <p>③ その時々時代の要請に合わせた施策の推進など、メリハリをつけて行政活動を行っていくためにも、財源をきちんと確保していく必要がある。</p> <p>④ 自治体が市民と現状についての情報共有を進めることは、市民にも一緒に取り組んでもらうための啓発につながる。計画段階から情報を共有して市民と議論を重ねていくプロセスを経て、市民の参画と協働を得ながら進めていくことが重要である。</p> <p>⑤ 人件費削減については、職員として一番大変なところだと思うが、ICT(情報通信技術)を活用し、職員の過剰な負担をできる限り軽くするような取り組みを行ってほしい。</p>	<p>① 市はこども未来部を設置するなど、まちづくりのキーワードである「こども」に力を入れているが、地域においても「こども」を対象とした取り組みを行っている。市だけで取り組むのではなく、地域団体との連携をさらに充実させることが住みよいまちづくりにつながる。</p> <p>② これからの基礎自治体のあり方として、縦割りではなく、統合性・総合性を持った柔軟な組織になることが求められる。</p> <p>③ 組織改正における説明責任について、市民に分かりやすい説明を行うため、市としてより丁寧な説明方法を考えておくことが重要である。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 公共施設配置適正化基本計画では、数値目標を示している施設総量の縮減に加え、機能重視の施設への転換、施設更新の優先順位付け、公民連携等を基本方針として掲げており、市民と行政とが問題意識を共有し、幅広い議論を行いながら進めていくこととしています。また、公共施設配置適正化実行計画に掲げる各施設の具体的な取り組み方策についても、市民との意見交換や、今後の社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、必要であれば計画期間内であっても見直すなど、柔軟に対応することとしています。</p> <p>② 各種施策の推進にあたっては、各行政分野において関係団体と様々な形で協働した取り組みを進めてきたところですが、今後も市民の力を活かせるよう、多様な連携の在り方を検討していく考えです。</p> <p>③ 財政健全化推進計画に基づき、平成35年度までの計画期間内での収支均衡、平成35年度末時点での基金残高70億円の確保を目指し、これからのまちづくりを見据え、広く市民の意見を聴きながら、市の施策・事業等全般にわたって、選択と集中の観点から時代に合った形に見直していく考えです。</p> <p>④ 財政健全化推進計画では、基本方針のひとつに「みんなで話し合っ進める」ことを掲げており、策定の段階から財政健全化推進市民会議や市民との意見交換会等を通じて、市民の参画を得ながら進めてきたところです。財政健全化及び公共施設配置適正化の取り組みにあたっては、引き続き市民との意見交換を行いながら進める考えです。</p> <p>⑤ ICT(情報通信技術)の活用については、費用対効果を検証しながら、職員負担の軽減が図られるよう、引き続き検討していく考えです。</p>	<p>① こどもを核としたまちづくりのため、平成29年4月から施行されている「こども総合支援条例」に基づき、市、保護者、市民等、学校等関係者の連携強化の取り組みを進めています。</p> <p>②③ 多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、平成29年度の組織改正では各部を集約して5局体制とするなど、横の連携の強化や柔軟な組織体制の確立を図っていく考えです。なお、組織改正にあたっては、広報あかしや市ホームページでの丁寧な説明を行っていく考えです。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② 各種施策の推進にあたっては、各行政分野において関係する市民団体と様々な形で協働した取り組みを進めてきたところです。この場合、安易な行政の下請けとならないよう、市民の自主性を尊重した協働に努めます。</p> <p>③ 財源の確保については、人口増による税収の増、公有財産の処分などにより財政基金も増やすことができたところです。また、経常経費の5%削減にも取り組み、重点事業の財政確保に努めました。</p> <p>④ 財政健全化基本計画は、策定の段階から市民会議や意見交換会等を通じて市民の参画を得て進めてきたところです。今後も財政健全化の取り組みについては市民との意見交換を行いながら進めてまいります。</p> <p>⑤ 人件費の削減については、ここ数年、事業見直しによる職員数の削減、時間外勤務の削減に取り組む、一定の成果はあったところです。ICT(情報通信技術)の活用により、一部業務の事務軽減につながっていますが、情報ネットワークの安全確保のため、利用の制限も生じています。</p>	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② 平成30年度は中核市となり、あかし保健所を設置し、保健・医療関係の部署を所管することとなり関連業務の連携を強化しました。</p> <p>③ 平成30年度は中核市に移行し、保健所や動物センターの設置など組織の改正が行われました。これらについては、趣旨や内容を広報あかしや市ホームページなどで説明したところです。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	行政改革	組織
所管部署	財務室(旧 財政健全化室)	総務課
令和元年10月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 公共施設配置適正化基本計画では、数値目標を示している施設総量の縮減に加え、機能重視の施設への転換、施設更新の優先順位付け、公民連携等を基本方針として掲げており、市民と行政とが問題意識を共有し、幅広い議論を行いながら進めていくこととしています。公共施設配置適正化実行計画に掲げる各施設の具体的な取り組み方策についても、市民との意見交換や、今後の社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、必要であれば計画期間内であっても見直すなど、柔軟に対応することとしています。また、小中学校等158施設について、一括して保守点検、修繕等を行う施設包括管理業務委託を導入し、適切な施設管理に努めています。</p> <p>② ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>③ 財源の確保については、人口増による税収の増、公有財産の処分などにより財政基金も増やすことができたところです。また、経常経費の5%削減にも取り組み、重点事業の財政確保に努めました。また、電力調達一括入札により、電力料金の削減を行いました(年間1億6,000万円の効果)。</p> <p>④ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>⑤ 人件費の削減については、ここ数年、事業見直しによる職員数の削減、時間外勤務の削減に取り組み、一定の成果はあったところです。ICT(情報通信技術)の活用により、一部業務の事務軽減につながっていますが、情報ネットワークの安全確保のため、利用の制限も生じています。また、新たに先進的ICT技術を利用した共同研究による取組みとしてRPAを定型業務に導入し、業務の効率化を図ります。</p>	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② 「こどもを核としたまちづくり」の拠点として、「明石こどもセンター」を開設するとともに、こども関連の業務を総合的に所管する「こども局」を新設し、こども関連業務の連携強化の体制を整備しました。</p> <p>③ 平成31年度はこども局の新設や明石こどもセンターの設置など組織の改正が行われました。これらについては、趣旨や内容を広報あかしや市ホームページなどで説明したところです。</p>
令和2年10月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 公共施設配置適正化基本計画では、数値目標を示している施設総量の縮減に加え、機能重視の施設への転換、施設更新の優先順位付け、公民連携等を基本方針として掲げており、市民と行政とが問題意識を共有し、幅広い議論を行いながら進めていくこととしています。公共施設配置適正化実行計画に掲げる各施設の具体的な取り組み方策についても、市民との意見交換や、今後の社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、必要であれば計画期間内であっても見直すなど、柔軟に対応することとしています。また、小中学校等152施設について、一括して保守点検、修繕等を行う施設包括管理業務委託を導入し、適切な施設管理に努めています。</p> <p>② ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>③ 財源の確保については、新型コロナウイルス感染拡大による税収の減額が見込まれる中、国からの交付金や起債等に頼るだけでなく、電力調達一括入札による電力料金の削減(年間1億6,000万円の効果)やその他事務事業の見直し等により、市独自の財源確保に努めて参ります。</p> <p>④ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>⑤ 人件費の削減については、ここ数年、事業見直しによる職員数の削減、時間外勤務の削減に取り組み、一定の成果はあったところです。ICT(情報通信技術)の活用により、一部業務の事務軽減につながっていますが、情報ネットワークの安全確保のため、利用の制限も生じています。新たに先進的ICT技術を利用したRPAを税や福祉の定型業務の一部において導入を始めております。</p>	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、「感染対策局」を設置し、複数の部署が連携して進めていた業務を一元化し、より迅速かつ適時適切に対応できるよう体制を整備しました。</p> <p>③ 令和2年度は感染対策局の新設や安全統括室・広報相談室の設置など組織の改正が行われました。これらについては、趣旨や内容を広報あかしや市ホームページなどで説明したところです。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	行政改革	組織
所管部署	財務室(旧 財政健全化室)	総務課
令和3年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 公共施設配置適正化基本計画では、数値目標を示している施設総量の縮減に加え、機能重視の施設への転換、施設更新の優先順位付け、公民連携等を基本方針として掲げており、市民と行政とが問題意識を共有し、幅広い議論を行いながら進めていくこととしています。これまでの取り組み実績や新たな方針としてユニバーサルデザイン化を加えた追補版を令和3年度中に策定する予定です。また、小中学校等施設を一括して保守点検、修繕等を行う施設包括管理業務委託について、令和5年度に始まる第2期に向けての準備を進めて参ります。</p> <p>② ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>③ 財源の確保については、新型コロナウイルス感染拡大による税収の減額が見込まれる中、国からの交付金や起債等に頼るだけでなく、電力一括調達による電力料金の削減(年間1億8,000万円の減)、ガス一括調達によるガス料金の削減(年間2,400万円の減)やその他事務事業の見直し等により、市独自の財源確保に努めて参ります。</p> <p>④⑤ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② 中核市移行にあわせ局室制に変更し組織の集約化、横の連携強化を図ってきた。全庁的にはSDGsの理念を反映した誰一人取り残さない持続可能なまちづくりをより進めていくための必要な体制整備を図るとともに、令和3年1月に福祉局に「施設整備・人材育成室」、2月には「コロナワクチン対策室」、そして4月には新型コロナウイルス感染症の急速な拡大に伴う「市感染拡大対策本部」を設置するなど喫緊の課題に迅速に対応するため組織編成を行いました。</p> <p>③ 組織改正の趣旨や内容については、広報あかしや市ホームページで説明を行っています。</p>
令和4年6月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 公共施設配置適正化基本計画は、数値目標を示している施設総量の縮減に加え、機能重視の施設への転換、施設更新の優先順位付け、公民連携等を基本方針として掲げており、市民と行政とが問題意識を共有し、幅広い議論を行いながら進めていくこととしています。これまでの取り組み実績や新たな方針としてユニバーサルデザイン化や実績等を加えた追補版を令和3年度に策定しました。また、小中学校等施設を一括して保守点検、修繕等を行う施設包括管理業務委託について、令和5年度に始まる第2期に向けての準備を進めて参ります。</p> <p>② ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>③ 財源の確保については、新型コロナウイルス感染拡大による税収の減額が見込まれる中、国からの交付金や起債等に頼るだけでなく、公共施設のLED化事業の取り組み等市独自の財源確保に努めて参ります。</p> <p>④⑤ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>	<p>① すべての人にやさしいまちづくり、子どもを核としたまちづくりを引き続き重点的に取り組む中、行政・地域・民間団体等をつなぎ、子どもを総合的に支援するネットワークの構築などを目的に設立した「あかし子ども財団」において、子ども食堂をはじめ、児童健全育成、子育て支援に取り組む団体の運営支援、ボランティアの育成、さらには放課後児童クラブの運営など、地域と連携した取り組みを進めています。</p> <p>② 中核市移行にあわせて「部・課制」から「局室制」に再編し、組織の集約化と横の連携強化を図ってきました。令和4年4月には、SDGs推進室とプロジェクト推進室を「企画・調整室」に再編し、新たにジェンダー平等推進室を設置するなど、スピード感をもって市民サービスの向上を図れるよう取り組んでいます。また、業務の繁忙状況に合わせた柔軟な職員配置を図るため、「室」の中に課を置かない「担当制」の導入も進めており、令和4年4月には教育委員会において、従来の総務課、学校管理課、青少年教育課の3課を「教育企画室」に再編しています。</p> <p>③ 毎年4月の組織改正のほか、近年では、新型コロナウイルス感染症への対策をはじめ、喫緊の課題にスピードを持って解決を図るため、年度途中で組織改正を行うことも増えていますが、組織改正の趣旨や内容については、市議会や記者に資料提供するとともに、広報あかしや市ホームページのほか、新聞記事などを通じて広くお知らせしています。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	行政改革	組織
所管部署	財務室(旧 財政健全化室)	総務課
<p>前回検証(平成29年3月)で受けた指摘事項に対する考え方や取り組み</p>	<p>① 公共施設配置適正化基本計画は、数値目標を示している施設総量の縮減に加え、機能重視の施設への転換、施設更新の優先順位付け、公民連携等を基本方針として掲げており、市民と行政とが問題意識を共有し、幅広い議論を行いながら進めていくこととしている。令和6年度に第1期計画が完了するため、現在、第2期計画に向けての取組を進めている。</p> <p>② 各種施策の推進にあたっては、各行政分野において関係する市民団体と様々な形で協働した取り組みを進めてきた。その際、安易な行政の下請けとならないよう、市民の自主性を尊重した協働に努めてきたところである。 また、平成30年度より開始した学校施設、幼稚園、保育園など170施設の施設包括管理委託については、民間企業の力を大いに活用しており、令和4年度には先進的な取組として国のインフラメンテナンス大賞の文科省部門の特別賞を受賞した。</p> <p>③ 財源の確保については、国からの交付金や起債等に頼るだけでなく、電力・ガスの一括調達や公共施設のLED化事業、公有財産の有効活用など市独自の財源確保に努めてきた。</p> <p>④ 財政健全化推進計画は、策定の段階から市民会議や意見交換会等を通じて、市民の参画を得て進めてきた。当計画は、令和5年度に終了するが、今後も財政運営上の課題や取組については市民と意見交換を行いながら進めていく方針から、「(仮称)みんなで作る財政白書」の令和6年度作成に向けて、現在、準備を進めている。</p> <p>⑤ 人件費の削減については、事業見直しによる職員数の削減(中核市移行による影響を除く。)、時間外勤務の削減に取り組みなどの一定の成果はあった。ICT(情報通信技術)の活用により、一部業務の事務軽減につながっているが、情報ネットワークの安全確保のため、利用の制限も生じている。新たに先進的ICT技術を利用したRPAを税や福祉の定型業務の一部において導入しているほか、令和4年度に行政DX推進方針を策定し、本格的な取組を開始したところである。</p>	<p>① こどもを核としたまちづくりに重点的に取り組む中、行政・地域・民間団体等をつなぎ、子どもを総合的に支援するネットワークの構築などを目的として、平成30年に「こども財団」を設立している。こども食堂をはじめ、児童健全育成、子育て支援に取り組む団体の運営支援、ボランティアの育成、さらには放課後児童クラブの運営など、地域と連携した取組を進めている。</p> <p>② 中核市移行に向けて平成29年度に部課制から局室制に変更し、組織の集約化、横の連携強化を図ってきた。 ・業務の繁忙状況に応じた柔軟な職員配置を図るため、「室」の中に課を置かない「担当制」の導入も進めており、直近の事例では、令和4年4月に教育委員会において、従来の3課を「教育企画室」に再編した。 ・また、局内応援制度や兼務発令により組織を超えた柔軟な職員配置を行っている。 ・新型コロナウイルス感染症への対応においても、令和3年2月に「コロナワクチン対策室」、そして4月には感染症の急速な拡大に伴う「市感染拡大対策本部」を設置した。さらに事務従事等も活用することで、迅速に全庁的な対応が行えるよう体制を確保した。</p> <p>③ 組織改正の趣旨や内容については、市議会や記者に資料提供するとともに、広報あかしや市ホームページのほか、新聞記事などを通じて広くお知らせしている。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	行政手続	要望、苦情等への対応
所管部署	総務課	市民相談室
検証報告書の内容	<p>① 行政処分における不服申立てなどの審査に際しては、客観性を担保して適切に手続を行う必要がある。</p> <p>② 意見公募手続においては、市民から提出された意見の内容やそれに対する行政の考え方について、広く市民に周知するとともに、意見を提出した方にはどのような対応が適切なのか、今後検討する必要がある。</p> <p>③ 市民の権利保護や意見陳述の機会の保障のための手続を定めたものが行政手続法、行政手続条例である。それらの法令がカバーする範囲等について、市民には分かりにくいので、行政は分かりやすく説明していく必要がある。</p> <p>④ 行政手続条例に基づく意見公募手続は、行政としての慎重さを担保する趣旨で手続的に行われてきたが、それにより市民の市政への参画意識が徐々に生まれてきたと考えられる。</p>	<p>① 地域のきめ細かな情報を市役所で全部把握できないから、地域から情報をどんどん出していった、課題があればそれに対応していくという、その繰り返しで、市役所と市民の皆さんとの情報の格差がなくなって、きめ細かな行政ができる。明石市はそういうところに向かって努力していくべきである。</p> <p>② 市民からの意見や要望に対してどのように対応していったかを一覧表にして公表するなど、きちんと整理した形で「見える化」していくようぜひとも行政の方で改善していくようにしてほしい。</p> <p>③ 市民相談室が市民の声全体を把握するセクションとして、政策提案への対応としての面や、権利侵害や苦情への対応としての面をうまく整理して、対応してほしい。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 行政不服審査法に基づき、本市でも、不服申立てなどの審査の妥当性をチェックするため、外部の有識者による第三者機関である行政不服審査会を設置することにより客観性を担保しています。</p> <p>②③④ 重要な政策等については、計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民の意見等を反映させるため、市民参画手続を実施しています。また、実施にあたっては、市ホームページなどを活用し、積極的な情報提供に努めています。その中で、頂いた意見に対する市の考え方でもできるだけお伝えすることとしています。行政手続条例に基づく意見公募手続についても、積極的な情報提供に努めていく考えです。</p>	<p>① 地域の情報は市の担当部署ごとに把握している内容も多く、現在、全てを庁内で共有できているわけではありません。今後、庁内での情報共有を進めるとともに、そこで認識された課題への対応についても、市民と情報共有できる仕組みづくりが必要であると考えます。</p> <p>② 要望・提案の公表については、市ホームページに月ごとに整理し、要望・提案内容及び市の考え方を掲載しているところです。引き続き「見える化」の推進に努め、市民と市との情報共有を図る考えです。</p> <p>③ 要望や施策提案は市民の声データベースシステムで管理し、全職員で情報共有しているところです。自身の権利侵害等の苦情については、真摯に対応するとともに、行政オンブズマン制度を案内するなど、意見内容を傾聴した上で整理し対応していく考えです。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>②③④ 重要な政策等については、計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、市民の意見等を反映させるため、市民参画手続を実施しています。また、実施にあたっては、市ホームページなどを活用し、積極的な情報提供に努めています。その中で、頂いた意見に対する市の考え方でも、できるだけお伝えすることとしています。</p>	<p>① 引き続き、校区まちづくり組織などと協働して、地域課題などの情報共有に取り組めます。</p> <p>② 要望・提案の公表については、市ホームページに月ごとに整理し、要望・提案内容及び市の考え方を掲載しているところですが、これらの事務をできるだけ速やかに行うなど、引き続き「見える化」の推進に努め、市民と市との情報共有を図ります。</p> <p>③ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>
令和元年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>	<p>① 市に寄せられる要望、苦情等に対し誠実に対応し、また、法令遵守の推進等に関する条例及び同条例施行規則の基本原則及び管理については市民の声取扱要領に基づき、具体的な処理手順で適正に取り扱い、課題へ迅速に対応できるよう努めてまいります。</p> <p>②③ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	行政手続	要望、苦情等への対応
所管部署	総務課	市民相談室
令和2年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。
令和3年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。
令和4年6月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。	※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。
前回検証(平成29年3月)で受けた指摘事項に対する考え方や取り組み	<p>①審査請求については、行政不服審査法に基づき、処分庁(行政処分の担当課)以外の職員から選任する審理員(弁護士職員1名+行政職職員1名)が審理を担当しています。 更に審理員の審理手続の適法性を含め審査庁の判断の妥当性について、外部の有識者(弁護士1名+大学教授2名)で構成する行政不服審査会に諮問することで客観性を担保しています。</p> <p>②頂いた意見について、類似する意見は集約したうえで市の考え方を市ホームページに記載するなど、分かりやすい情報発信を行ってまいります。</p> <p>③市民の権利保護の手続に関する問い合わせに対しては、パンフレットを活用するなど丁寧な説明を行っています。 また、職員の意識向上を図るため庁内通信を用いてその重要性について周知を図っています。</p> <p>④市民参画にも寄与する制度として、意見公募手続などの行政手続き制度の適正な運用を引き続き行います。</p>	<p>①地域の情報は、地域と密接な関係にある担当部署ごとに把握している内容も多く、全てを庁内で共有できているわけではない。このような情報は市民の声データベースへの登録がなく、庁内で情報が共有されないため、これらの情報を担当部署の負担が少なく共有できる仕組みづくりについて検討を行う。</p> <p>②要望・提案の公表については、市ホームページに月ごとに整理し、要望・提案内容及び市の考え方を掲載している。 引き続き、これらの事務を迅速に進めるとともに市民との情報共有を図るため、掲載内容の見やすさについても検討を行う。</p> <p>③要望や施策提案は市民の声データベースシステムへ登録管理し、庁内で情報共有を行っている。自身の権利侵害等の苦情については真摯に対応し、状況に応じて行政オンブズマン制度を案内するなど、意見内容を傾聴した上で適切な対応をとっている。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	行政オンブズマン	法令遵守及び公益通報
所管部署	市民相談室	総務課
検証報告書の内容	<p>① オンブズマン制度を市が常設で実施するのではなく、事案ごとにその都度法律の専門家に依頼する方法も考えられるが、他の方法を探るよりは、市民が安心して相談に行けるという点では、コスト面も含めてリーズナブルな仕組みとすることができる。</p> <p>② 市民と行政の間できちっと話ができる場を作るオンブズマン制度は明石市独自のしっかりした制度と思うが、一方で、制度がない他市で行政訴訟がどれぐらい起こっているのかということも常設のオンブズマン制度の意義、必要性を考える場合につかんでおかなければならない。</p>	<p>① コンプライアンス違反の問題は、法令遵守のみならず、倫理原則など、外部との様々な関わりの中で出てくることであるが、そこでは作為によるものと不作為によるものがある。市では、職員の倫理原則を示したコンプライアンス行動指針を定めているが、この指針に沿って適切な行動を取るとともに、5項目の行動指針の一つである「市民への説明」については、これまでの事例を踏まえながら、市民の理解を得られるよう、丁寧に取り組む必要がある。</p> <p>② 職員研修はコストの問題もあるかと思うが、職員のパソコンを活用した研修等、工夫した取り組みを検討願いたい。</p> <p>③ 市は基礎自治体として、行政全体の中で最前線の役割を担っているため、市が県・国などとの協議の上、市民に対して説明していくことは必要である。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② オンブズマン制度の導入の有無と行政訴訟との相関関係は、これを示すような資料がなく把握することが困難ですが、検証報告書で指摘のあった点については今後の課題であると考えています。</p>	<p>①②③ 市民への説明責任をはじめとしたコンプライアンス行動指針については、階層別研修や職場別研修等を通じて、全職員に周知を図っているところであり、引き続き、研修等を通じて法令遵守の徹底に努める考えです。なお、パソコンソフト等を用いた研修の実施については、費用面から難しい部分がありますが、職員のパソコンへコンプライアンスに係る情報を発信するなど、今後も、コンプライアンス意識の醸成に努めていく考えです。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② オンブズマン制度の利用件数は、平成28年度は3件、平成29年度は5件ですが、訴訟など次の段階に至るケースはなく、制度として機能しているものと考えます。</p>	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>
令和元年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② 行政オンブズマンは、全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会へ出席し、苦情申立て受付方法、案件、解決、処理方法等の情報交換を行い、より良い行政オンブズマン制度の運用が出来るよう努めています。また、オンブズマン制度の利用件数は、平成30年度は6件、令和元年度(10月1日現在)は2件で、訴訟など次の段階に至るケースはなく、制度として機能しているものと考えます。</p>	<p>①②③ 市民への説明責任をはじめとしたコンプライアンス行動指針については、階層別研修や職場別研修等を通じて、全職員に周知を図っているところであり、引き続き、研修等を通じて法令遵守の徹底に努める考えです。加えて、不祥事根絶を目的に、職員全員の意識の啓発を図り、倫理意識を高めるための職員倫理指針を策定し、研修を順次実施しています。なお、パソコンソフト等を用いた研修の実施については、費用面から難しい部分がありますが、職員のパソコンへコンプライアンスに係る情報を発信するなど、今後も、コンプライアンス意識の醸成に努めていく考えです。</p>
令和2年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② 行政オンブズマンは、全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会へ出席し、苦情申立て受付方法、案件、解決、処理方法等の情報交換を行い、より良い行政オンブズマン制度の運用が出来るよう努めています。また、オンブズマン制度の利用件数は、令和元年度は2件、令和2年度(10月1日現在)は0件で、訴訟など次の段階に至るケースはなく、制度として機能しているものと考えます。</p>	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	行政オンブズマン	法令遵守及び公益通報
所管部署	市民相談室	総務課
令和3年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② 行政オンブズマンは、全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会へ出席し、苦情申立て受付方法、案件、解決、処理方法等の情報交換を行い、より良い行政オンブズマン制度の運用が出来るよう努めています。また、オンブズマン制度の利用件数は、令和2年度は4件、令和3年度(10月1日現在)は1件で、訴訟など次の段階に至るケースはなく、制度として機能しているものと考えます。</p>	<p>①③ 市民への説明責任をはじめとしたコンプライアンス行動指針については、階層別研修や職場別研修等を通じて、全職員に周知を図っているところであり、引き続き、研修等を通じて法令遵守の徹底に努める考えです。また、職員全員の倫理意識を高めるための職員倫理指針を策定し、研修を順次実施しています。</p> <p>② パソコンソフト等を用いた研修の実施については、昨年度から各自のパソコンで行う自主学習に取り組んでいます。併せてコンプライアンスに係る情報を発信するなど、今後も、コンプライアンス意識の醸成に努めていく考えです。</p>
令和4年6月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② 行政オンブズマンは、全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会へ出席し、苦情申立て受付方法、案件、解決、処理方法等の情報交換を行い、より良い行政オンブズマン制度の運用が出来るよう努めています。また、オンブズマン制度の利用件数(調査完了分)は、令和3年度は3件、令和4年度(6月1日現在)は1件で、訴訟など次の段階に至るケースはなく、制度として機能しているものと考えます。</p>	<p>※考え方や取り組み・対応状況はすべて昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>
前回検証(平成29年3月)で受けた指摘事項に対する考え方や取り組み	<p>① 苦情者のなかには、第三者による公正・中立的な立場からの判断を求める方も多くいるため、必要に応じて迅速に相談できる現行のオンブズマン制度の運用方法の変更等は考えていない。オンブズマンの活動状況は減少傾向にあるが、これは各担当課の苦情対応の向上により、申立てに至るまでの案件が減少したものと考えている。</p> <p>② オンブズマン制度の目的は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、市民の権利利益の擁護を図ることとしており、制度を利用することで、市政に対する信頼の向上に資するものである。訴訟を未然に防ぐことを目的としていないため、自治体への個別調査は行っていないが、統計表では全国的に行政訴訟の件数は少ない。</p>	<p>①市民への説明責任をはじめとしたコンプライアンス行動指針については、職員研修等を通じて全職員に周知を図っている。また庁内通信では、令和3年度に全11回にかけて情報公開制度について紹介したほか、令和4年度には“誤った情報の提供・不十分な説明による市民の不信感”について採り上げ、次号では市民相談室総合案内係にインタビューを実施し、“接遇の向上で意思疎通の齟齬を防止する”という内容で市民への説明責任について紹介を行った。引き続き、一層の周知に取り組んでいく。</p> <p>②パソコンソフト等を用いた研修の実施については、令和2年度から各自のパソコンで行う自主学習に取り組んでいる。併せて、庁内通信によりコンプライアンスに係る情報を発信する等、今後もコンプライアンス意識の醸成に努めていく考えである。</p> <p>③コンプライアンス行動指針における市民への説明責任では、「市民に周知すべき情報は、各種媒体を利用し、幅広く、積極的に提供する」と情報公開の推進について定めている。コンプライアンス行動指針について職員研修や庁内通信等を通じ、今後も引き続き職員への周知に取り組んでいく。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	危機管理	国及び地方公共団体との関係
所管部署	総合安全対策室(旧 総合安全対策局)	産官学共創課
検証報告書の内容	<p>① 自主防災組織という看板を掛けるだけではなく、すべての校区の自主防災組織が実際に防災の専門組織として有事の際に機能するものとなるよう、実質的な組織へとステップアップを図ることが大切である。</p> <p>② 各校区の取り組み状況をきちんと把握し、それぞれの課題に応じた啓発や支援を継続的に行っていく必要がある。</p> <p>③ 要配慮者訓練に関しては、以前から被災者支援会議の場で名簿提出の問題が議論になっていた。現在は国も提供を認める方向となり、自治体が要綱等を作って名簿が提供されるようになったが、次の段階として、介護とか特別な医療機関が必要な方の避難施設の確保が議論になるが、現実としては</p>	<p>① 少子高齢化の中で一つの自治体だけが頑張れる時代ではないのははっきりしている。広域連携をこれからどうしていくのかなど、行政間の結びつきの在り方というのはこれからものすごく重要になってくる。周辺の自治体とうまく結びつきながら財政運営もより効率化していく。これからのまちづくりにあつては、広域連携、行政連携をより前進してほしい。</p> <p>② 行政間の連携や相互協力においては、近隣市との関係における個別具体的な事例を取り上げ、様々な課題等により丁寧に対応していくことが重要である。</p>
平成29年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>① 自主防災組織が有事の際に機能するための組織へとステップアップを図ることについては、地域性や実情に応じた組織づくりと、継続した防災活動への取り組みが必要であることを踏まえ、自主防災組織の立ち上げ時の協議や啓発研修、防災訓練など地域の防災活動への支援を継続的に行っていく考えです。また、庁内で自主防災組織に関係する部署が把握する校区の情報を取りまとめ、連携・情報共有を図るとともに、校区が取り組む防災活動の検証や進捗確認を行い、課題に応じた支援を行っていく考えです。</p> <p>③ 要配慮者の避難施設の確保については、市内小中学校及び朝霧コミセンで開設される福祉避難室、総合福祉センター及びふれあいプラザあかし西で開設する福祉避難所を中心として対応を図る考えです。また、福祉避難所については、社会福祉法人等と協定を締結し、民間の福祉施設等を福祉避難所に指定することで、拡充を図っていく考えです。</p>	<p>① 共通する行政課題や広域的に取り組むべき課題を解決するためには、国・県をはじめ関係自治体と連携・協力することが重要であり、また、少子高齢化の進展による将来的な人口減少が避けられない中で、効率的に行政運営を行う観点からも、周辺自治体との相互補完による行政サービスの提供など、更なる行政連携を進めていく考えです。</p> <p>② 近隣市との行政連携については、神戸隣接市町長懇話会や東播磨流域文化協議会、播磨広域連携協議会など各種協議会等を通じて、防災・観光・文化をはじめ連携効果の高い分野を中心に事業を実施するとともに、様々な分野での個別課題について各市と積極的に連携協力して解決を図っています。</p>
平成30年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①② 自主防災組織が有事の際に機能するための組織へとステップアップを図ることについては、地域性や実情に応じた組織づくりと、継続した防災活動への取り組みが必要であることを踏まえ、啓発研修や防災訓練など地域の防災活動への支援を継続的に行っていく考えです。また、庁内で自主防災組織に関係する部署が把握する校区の情報を取りまとめ、連携・情報共有を図り、各校区における防災活動の検証や進捗確認を行い、課題に応じた支援を行っていくとともに、先進的な取り組みを実施している地域の事例を各地域に紹介することで、防災活動を促進していく考えです。</p> <p>③ 要配慮者の避難施設の確保については、市内小中学校及び朝霧コミセンで開設される福祉避難室、総合福祉センター及びふれあいプラザあかし西で開設する福祉避難所を中心とした対応を図り、備蓄物資の充実にも努めていく考えです。また、福祉避難所については、市の施設以外に現在8つの民間福祉施設を指定しています。</p>	<p>① 共通する行政課題や広域的に取り組むべき課題を解決するためには、国・県をはじめ関係自治体と連携・協力することが重要であり、また、少子高齢化の進展による将来的な人口減少が避けられない中で、効率的に行政運営を行う観点からも、周辺自治体との相互補完による行政サービスの提供など、更なる行政連携を進めていく考えです。また、平成30年4月から中核市に移行したことから、県と個別に協議するとともに、都市自治体に共通する課題の解決に向けて、他の中核市とも連携して取り組んでいく考えです。</p> <p>② ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>
令和元年10月1日現在市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①② 自主防災組織が有事の際に機能するための組織へとステップアップを図ることについては、地域性や実情に応じた組織づくりと、継続した防災活動への取り組みが必要であることを踏まえ、啓発研修や防災訓練など地域の防災活動への支援を継続的に行っていく考えです。平成30年度は、地域住民等を対象とした出前講座を42回開催し、防災意識の向上に努めたほか、11月に江井島小学校を会場として校区まちづくり協議会と合同で総合防災訓練を実施しました。また、18か所の小学校区等での防災訓練(うち16か所は要配慮者訓練を含む)を市が支援し、備蓄している間仕切りや簡易トイレの組立て、避難所での生活を考慮した訓練メニューを地域に提案のうえ実施しました。さらに、庁内で自主防災組織に関係する部署が把握する校区の情報を取りまとめ、連携・情報共有を図り、各校区における防災活動の検証や進捗確認を行い、課題に応じた支援を行っていくとともに、防災マップや防災計画、要配慮者対策等、先進的な取り組みを実施している地域の事例を各地域に紹介することで、防災活動を促進していく考えです。</p> <p>③ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② 近隣市との行政連携については、神戸隣接市町長懇話会や東播磨流域文化協議会、播磨広域連携協議会など各種協議会等を通じて、防災・観光・文化をはじめ連携効果の高い分野を中心に事業を実施するとともに、様々な分野での個別課題について各市と積極的に連携協力して解決を図っています。令和元年7月には、本市と神戸市との共通課題の解決に向けて、情報の共有と今後の取組方針の総合調整を行うことを目的に、企画担当連絡会議を開催し、意見交換を行いました。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	危機管理	国及び地方公共団体との関係
所管部署	総合安全対策室(旧 総合安全対策局)	産官学共創課
令和2年10月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①② 自主防災組織が有事の際に機能するための組織へとステップアップを図ることについては、地域性や実情に応じた組織づくりと、継続した防災活動への取り組みが必要であることを踏まえ、啓発研修や防災訓練など地域の防災活動への支援を継続的に行っていく考えです。令和元年度は、地域住民等を対象とした出前講座を38回開催し、防災意識の向上に努めたほか、6月に王子小学校を会場として、校区まちづくり協議会と合同で総合防災訓練を実施しました。また、16か所の小学校区等での防災訓練を市が支援し、備蓄している間仕切りや簡易トイレの組立て、避難所での生活を考慮した訓練メニューを地域に提案のうえ、実施しました。さらに、庁内で自主防災組織に関係する部署が把握する校区の情報を取りまとめ、連携・情報共有を図り、各校区における防災活動の検証や進捗確認を行い、課題に応じた支援を行っていくとともに、防災マップや防災計画、要配慮者対策等、先進的な取り組みを実施している地域の事例を各地域に紹介することで、防災活動を促進していく考えです。</p> <p>③ ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② 近隣市との行政連携については、神戸隣接市町長懇話会や東播磨流域文化協議会、播磨広域連携協議会など各種協議会等を通じて、防災・観光・文化をはじめ連携効果の高い分野を中心に事業を実施するとともに、様々な分野での個別課題について各市と積極的に連携協力して解決を図っています。令和2年7月と9月には、神戸市と都市計画道路の整備や安全安心な水道水の供給に向けた水源の確保等の課題解決に向けて、意見交換を行いました。</p>
令和3年10月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①② 自主防災組織が有事の際に機能するための組織へとステップアップを図ることについては、地域性や実情に応じた組織づくりと、継続した防災活動への取り組みが必要であることを踏まえ、啓発研修や防災訓練など地域の防災活動への支援を継続的に行っていく考えです。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でほとんどの活動が中止となりましたが、地域住民等を対象とした出前講座を5回開催したほか、地域主催の防災訓練に参加し、コロナ禍における避難所設営について実演し、地域への啓発・情報共有を図りました。今後も、庁内で自主防災組織に関係する部署が把握する校区の情報を取りまとめ、連携・情報共有を図り、各校区における防災活動の検証や進捗確認を行い、課題に応じた支援を行っていくとともに、防災マップや防災計画、要配慮者対策等、先進的な取り組みを実施している地域の事例を各地域に紹介することで、防災活動を促進していく考えです。</p> <p>③ 要配慮者の避難施設の確保については、市内小中学校で開設される福祉避難室、総合福祉センター及びふれあいプラザあかし西で開設する福祉避難所を中心とした対応を図り、備蓄物資の充実にも努めていく考えです。また、福祉避難所については、市の施設以外に現在9つの民間福祉施設を指定しています。</p>	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② 近隣市との行政連携については、神戸隣接市町長懇話会や東播磨流域文化協議会、播磨広域連携協議会など各種協議会等を通じて、防災・観光・文化をはじめ連携効果の高い分野を中心に事業を実施するとともに、様々な分野での個別課題について各市と積極的に連携協力して解決を図っています。引き続き、神戸市とは都市計画道路の整備や安全安心な水道水の供給に向けた水源の確保等の課題解決に向けて、意見交換を行っています。</p>
令和4年6月1日現在 市の考え方や取り組み・対応状況	<p>①② 自主防災組織が有事の際に機能するための組織へとステップアップを図ることについては、地域性や実情に応じた組織づくりと、継続した防災活動への取り組みが必要であることを踏まえ、啓発研修や防災訓練など地域の防災活動への支援を継続的に行っていく考えです。令和3年度は、地域住民等を対象とした出前講座を22回開催したほか、11月に災害協定締結機関と連携し、6会場に分かれて分散型の総合防災訓練を実施しました。また、地域主催の防災訓練に参加し、コロナ禍における避難所設営について実演し、地域への啓発・情報共有を図りました。今後も、庁内で自主防災組織に関係する部署が把握する校区の情報を取りまとめ、連携・情報共有を図り、各校区における防災活動の検証や進捗確認を行い、課題に応じた支援を行っていくとともに、防災マップや防災計画、要配慮者対策等、先進的な取り組みを実施している地域の事例を各地域に紹介することで、防災活動を促進していく考えです。</p> <p>③ 要配慮者の避難施設の確保については、市内小中学校で開設される福祉避難室、総合福祉センター及びふれあいプラザあかし西で開設する福祉避難所を中心とした対応を図り、備蓄物資の充実にも努めていく考えです。また、福祉避難所については、市の施設以外に現在20の民間福祉施設を指定しています。</p>	<p>① ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p> <p>② ※考え方や取り組み・対応状況は昨年度と同じであり、新たな取り組みはありません。</p>

明石市自治基本条例検証報告書への対応状況

制度	危機管理	国及び地方公共団体との関係
所管部署	総合安全対策室(旧 総合安全対策局)	産官学共創課
<p>前回検証(平成29年3月)で受けた指摘事項に対する考え方や取り組み</p>	<p>① 自主防災組織が有事の際に機能するための組織へとステップアップを図ることについては、地域性や実情に応じた組織づくりと、継続した防災活動への取り組みが必要であることを踏まえ、啓発研修や防災訓練など地域の防災活動への支援を継続的に行っていく。毎年度、地域住民等を対象とした出前講座を開催するほか、市主催の総合防災訓練を実施する。</p> <p>② 庁内で自主防災組織に関係する部署が把握する校区の情報を取りまとめ、連携・情報共有を図り、各校区における防災活動の検証や進捗確認を行い、課題に応じた支援を行っていくとともに、防災マップや防災計画、要配慮者対策等、先進的な取り組みを実施している地域の事例を各地域に紹介することで、防災活動を促進していく。</p> <p>③ 要配慮者の避難施設として、市内小中学校で開設される福祉避難室のほか、総合福祉センター、ふれあいプラザあかし西及び明石養護学校等で開設する福祉避難所を中心とした対応を図る。福祉避難所については、市の施設以外に20の民間施設を指定している。(令和5年9月1日現在)</p>	<p>① 共通する行政課題や広域的に取り組むべき課題を解決するためには、国・県をはじめ関係自治体と連携・協力することが重要であり、また、少子高齢化の進展による将来的な人口減少が避けられない中で、効率的に行政運営を行う観点からも、周辺自治体との相互補完による行政サービスの提供など、更なる行政連携を進めていく。</p> <p>② 近隣市との行政連携については、各種協議会や協定等を通じて、防災・観光・文化、環境など連携効果の高い分野を中心に事業を実施するとともに、様々な分野での個別課題についても各市と積極的に連携協力して解決を図っていく。</p>